

仮差押手続きお知らせ

貴殿の利用した「電子契約通信未納料金」に関して、当該運営会社からの申立てにより

我が弁護士は仮差押申立ての手続きを開始する事をここにお知らせいたします。

以下、申立てを裁判所に提出

債権者代理人代表弁護士田島直秋

※申立ての趣旨

債権者が債務者に対して有する債権の執行を保全するため債権額に満つるまで債務者所有

の全財産（今後支払われる給与含む）を仮に差し押さえる。

※申立ての理由

被保全権利

債権者は債務者はネット上にて、利用規約を同意の上で電子契約を結んだ。利用規約上

の申請手続きの未完了により発生した料金の支払が発生。

且つ、再三の連絡にも手続きも未完了の上で料金も未納。

保全の必要性

そこで、債権者は上記の利用料金の支払いを目的とし出訴すべく準備中である。再三の

連絡にも応答がなく音信不通であった債務者は債務の執行を免れるために財産を隠匿しよ

うと企図しているようである。

従って、今のうちに財産に対して仮差押えをしておかねば、後日、本案で勝訴判決を得

て強制執行をしても目的が達成できない恐れが多分に認められるので本件仮差押え命令の申立てに及ぶ次第である。

↓法的措置行使の警告↓

http://

※重要※

貴方様においては、以前登録された総合情報サイトにて、二週間の無料期間中に退会申請を行わなかったために、サイト利用継続の意志があるとみなし、無料期間終了後、月額の利用料金が発生しております。

滞納金金額：【869,000】円

支払い期日：本通知後24 時間以内

上記記載の仮差押手続きについては、訴訟前提の手続きの為の措置であります。

尚、貴方様が本通知を閲覧したにも関わらず一切の連絡がない場合、悪質な踏み倒しと判断し、詐欺罪として刑事告訴も行ないますので十分にご注意下さい。

滞納金の支払いが終わりましたら、仮差押手続きは取り下げる事と致しますのでご安心下さい。

**【滞納金のお支払いができない場合】**

本件について、未払い分の滞納金の支払いができない場合、登録されたサイトを退会処理を行うことで全額免除可能となっております。

尚、現在ですが、貴方様においては、信用情報機関に悪質な滞納者として登録されております。

退会処理を行うことで発生した滞納金がなくなりまして、信用情報機関に登録されてる滞納者情報も削除となります。

つきましては、滞納金の詳細を確認して頂き、滞納金等の免除を希望する場合は、下記URLより退会申請を行って下さい。

退会申請をされましたら、折り返しこちらから退会についてのご案内を送りますので必ずご確認下さい。

▼滞納金の詳細と退会申請はこちらから

http://

上記リンクが確認できない場合、下記お問い合わせに【退会申請】とお送り下さい。

▼お問い合わせはこちら

http://